



薬監第 64号

昭和63年 9月 1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省薬務局監視指導課長



医薬品再評価が終了した医療用医薬品の取扱いについて

今回再評価が終了した昭和63年度（その2）医薬品再評価結果その29については、昭和63年9月1日薬発第752号薬務局長通知をもって各都道府県あて通知されたところである。これら再評価対象医薬品に対する措置については、昭和62年7月11日薬発第592号薬務局長通知「再評価が終了した医療用医薬品の取扱いについて」及び昭和62年7月11日薬監第54号監視指導課長通知「再評価が終了した医療用医薬品に関する監視指導上の措置について」（以下「課長通知」という。）により行うこととしているが、今回の再評価結果において、別表2「再評価申請後に申請者が承認を整理した品目」の取扱いについては、下記によることとしたので貴管下関係業者に対する指導方、よろしく願います。

記

1. 再評価申請後、申請者が承認を整理した品目については、市場に在庫品がある場合には、再評価結果通知後、速やかに当該在庫品を回収すること。
2. 課長通知において指示されている措置報告書の徴取については、再評価結果通知後

1月を経過した後で差し支えないこと。